

会 議 録

◆会議名

平成28年度第3回恵那市文化財保護審議会

◆開催日時

平成28年12月9日（金）午後13時30分～16時10分まで

◆開催場所

恵那市役所西庁舎3階防災対策室C会議室

◆出席者

（委員）

8名

（事務局）

まちづくり推進部長

生涯学習課3名

◆議題

- ・市無形文化財への指定について
- ・県史跡岩村城跡の範囲追加について（市文化財としての範囲追加指定）
- ・長屋門の今後と保存について

◆配布資料

- ① 平成28年度第3回文化財保存審議会次第
- ② 市無形文化財への指定について
- ③ 県史跡岩村城跡の範囲追加について（市文化財としての範囲追加指定）
- ④ 長屋門の今後と保存について

◆記録方法

発言者の発言内容ごとの要点記録

◆会議開始（13時35分～）

■ 13時40分 議案 1 市無形文化財の指定について

事務局：（2Pの調書を元に説明）恵那市の無形文化財の指定は現在ない。過去には地芝居の振付ということで、山岡町の松本団升氏が県重要無形文化財に平成7年に指定され合併後も引き継いできたが、平成19年に他界され、無形文化財の指定も平成20年に解除となった。

東濃地域の地芝居については、中村津多七、高女氏、松本団女氏が引き継いで振り付けの指導にあたっている。近年県でも「東濃地方の地歌舞伎と芝居小屋」を、岐阜の宝ものに位置づけてPRしている。

しかし、三代津多七氏が平成13年に、四代津多七氏が平成27年に他界され、現在は中村高女

氏と松本団女氏しかいない。現在は、この2人が伝統を引き継がれており、まずは、芸歴の長い中村高女氏から指定申請が出され、本人の内諾を得ているので、審議をしていただきたい。

県には29の団体が地芝居で活躍しているが、東濃地方の師匠の振り付けは、現在の大歌舞伎（江戸）ではなく上方歌舞伎（大阪）の芝居系統を引き継いでいる。大歌舞伎にない演目や型が残っており、注目されている。振付師匠は元々役者であり、芝居全体の流れや内容を熟知している。

また、振付師匠は、単に役者にセリフや身振りを教えるだけでなく、素人の役者を見て、演題を決めるところから、配役などの基本的な所から裏方まで幅広くこなす舞台の総合プロデューサー的な役割を担うのが地芝居の特徴である。そのため、文化財の指定基準である地域の独自性として、価値付けができる。

恵那市在住は、中村氏一人。3P～5Pに中村氏の振付指導の様子があるが、現在85歳のご高齢である。今も元気に指導にあたっており、子役から70年以上の芸歴、芸風を持っている。上方歌舞伎の型を大切に、所作など完成度の高い振り付け指導をしている。外題にあわせた衣装準備や、着付けなどは、自分が振り付け指導をしない公演でも、依頼を受けて行なっている。

素人役者が中心なので、技量を見極めながら、きちんとした芝居である中にも観客に楽しんで頂ける内容にしたいという気持ちを持って指導されてきており、6団体の振り付け指導を、それぞれの団体の特徴を活かしながら行っておられる。

2月の市伝統芸能大会では、だんまりの指導も行っている。

芸歴については、3歳から天才子役として活躍され、九州まで巡業に行っていたこともあるとのことで、本格的に舞台に立たれて70年以上になられます。

以上で、説明を終わります。

委員 A： 委員の中には、中村氏を知っている方も見えると思いますが、皆さんの意見を伺いたい。

委員 C： 何十年も、地元でお世話になっている。特に衣装や身に付ける道具は、役柄によって違うし、この人しか分かる人がいない。

委員 B： 今現在、東濃歌舞伎で指導できるのは、この人だけか？

事務局： この地方では、中村氏と松本団女氏の2人だけ。恵那市に住んでいるのは中村氏だけ。松本氏は瑞浪在住である。

委員 B： ということは、恵那市の指定文化財なので、恵那市の在住の方を指定していきたいということか？ 既にご高齢なのが心配だが、自分の意見は、総合計画の中にも伝統芸能を大事にということもあるし、80歳以上の方は、地芝居に縁が深く、これからもこうした芸能を継承していく上で大切である。

委員 C： 無形文化財は一代のみなので、できれば指定してあげると良いと思う。

委員 E： この申請にある恵那歌舞伎保存会が、他の団体の取り纏めをしているのか？

事務局： 中村氏が振り付けしている団体の一つです。

委員 B： いずれにしても、指定するなら早く指定してあげないと。ご高齢なのが心配。

委員 G： 指定されたことで、何かメリットがあるのか？

事務局： 文化財補助要綱に基づいて、補助をしていくことが可能。

委員 C： とりあえず、名誉とハクがつくということだと思ふ。指定されるとされないでは全然違う。

委員 G： 松本さんも将来的には山岡に戻って見えるのだろうか？

事務局： そのあたりは、まだ分からない。

委員 F： 無形文化財は、団体とかが選ばれるが、個人で振り付けのケースがあるのか？

事務局： 地芝居振付が、文化財指定。その技術保持者として中村氏を認定するという事だと思ふ。

委員 B： ゆくゆくは県指定もありえるのか？

事務局： その可能性もあると思うが、県も文化財保護審議会があるので、そこで審議をしてということになると思う。まず早く市で指定して、県にも打診していきたい。

委員 A： それでは、申請どおり指定するという事で回答します。

■ 14：36分 議案2 県史跡岩村城跡の範囲追加について（市指定文化財としての範囲追加指定）

事務局： 資料は5～8Pで、平成27年度中部森林管理局と協議を行い、岩村城は周辺の城下町側の国有林を購入した。国有林に囲まれた江戸時代の岩村城は赤塗りの範囲であるが、平成20年に詳細測量の結果、周辺に中世の岩村城の遺構が発見された。そのような中世遺構を保護し、眺望を確保したいという意向があったので、国有林を市有林にし、整備しやすい状態にした。

随意契約を行い、4つに国有林を分筆して、35～38番地を購入した。総面積は27haになるが、有効に利用したいということである。そのため、まずは購入した土地を市指定にして、ゆくゆくは県指定への追加をめざしたい。そして県補助もいただきながら整備をしたいということである。今後は、整備計画を検討しながら、石垣保全などを行ない、遺構保護と眺望確保を行ないたい。また、藩主邸については現在県も市指定もされていない無指定状態。遺構などもなくイベント等も行なっているので、当面は無指定のまましていきたい。

委員 A： 藩主邸がなっていないことは、初めて知った。

事務局： 県教育委員会にも確認しています。太鼓櫓は、模擬建築です。

委員 B： 過去に現場を見に来た時、既に重機で掘削され遺構は出ないのではないかと思う。

委員 A： 昔は野球もしていた。資料館の建っている場所は、井戸や池があったと聞いている。

委員 B： 昭和52年の調査では、礎石があったとか。

委員 A： 昔かまった際に、土を石垣の下に落としたりとも聞いている。

委員 B： 指定には賛成だが、保安林の制約があり、伐採の規制があるのでは？眺望はどうなるだろう？

事務局： 規制はある。過去に本丸下で行なった伐採は、支障木として行っているが、保安林は3割の伐採枠の範囲で行なう。

委員 B： その場合、県のどこに許可を願うのか？

事務局： 県の林業担当になります。（恵那農林事務所）

委員 B： いずれにしても、切り方とかを今後検討していくことになる。

委員 A： 保安林の解除はできないのか？

事務局： それは無理です。

委員 F： 水晶山の方面は買ってないが、以前発掘した櫓のすぐ外が国有林なので、できれば買うといいかと思う。

事務局： そのあたりは、検討課題になる。南側を今回購入し、城下町側が見えるような状態にできたらと思う。昔は水晶山あたりまでが城域だったろうが、国有林なので開発の心配はないことから裏側の様子も精査して、段階的に今後指定していくことも必要だろう。県も山全体を県指定にすることは可能であるとの判断である。

委員 A： 私有地との関係は大丈夫か？

事務局： ありますが、今回は国有林のみなので問題はない。今気付いたが、36番地の道路については既に市道になっているので除外します。35、37、38番地を指定したいと思います。

委員 G： 資料中の価格単位の訂正をお願いします。立木が高いとは思いますが、土地は本当に安いと感じた。

委員 A： それでは、今までの意見等を踏まえ、この購入個所を追加指定するという事で回答します。適切な指定と管理を今後もお願いします。

■ 15：25 議題3 長屋門の今後と保存について

委員 A： それでは、以前から継続審議になっている長屋門について、新たな成果もあるようなので事務局から説明ください。

事務局： 8Pになるが、前回の宿題について所有者の意向確認がなされたのかということについて、改めて本人に確認をし、現状変更申請書が提出された。修理もできないし、維持管理もできないこと。元あった場所が分かれば移築をしていただければという内容である。

9P～10Pと写真類に基づいて、長屋門の性格を専門家に判断してもらったほうがいいとの話だったので、当市の重伝建地区審議会委員で犬山の城下町を守る会の長谷川先生に来てもらい、内部外部の調査を行ってもらった。

これだけの規模である門は、城門であろうというお話であった。特に金具が城門の性格を出している。金具の形式からすると江戸中期でいいだろうとのこと。特に八双金物に年代の特徴が出ている。市指定にする際の、徳川中期のものという判断に合致する。

門の柱、規模から重要な位置にある門ではとのこと。藩主クラスでないとこの門はやはり立てられない。

手打ちの金具類などは当初のもの。後世につけられた所もあり、2階や小屋裏は、再利用された部材が多い。長屋と門は元々別の建物で作り直しをされて、あとから2階部分を増築した形であろう。

小舞と大貫などの痕跡があり、当初から門の袖に壁がついていたことが推測できる。2階部については、蔵と一つにするために、後世に付け加えられているのが構造から分かった。

蔵の中は、コクゾウムシの痕跡があり米蔵として使用されていたようである。所有者も米蔵だったと同意見を述べられている。3階部分は、大正から昭和期の建物で茶室と座敷があり、接客用に使われていた。

参考事例として、犬山城の移築門を載せてある。江戸時代の末期の門にある八双金物の違いが分かる。最後に御嵩町の伊佐地家の長屋門を参考につけました。

委員A： 市の指定にする際に、長屋と一体にして指定されている。

委員B： 現地で保存することができないので、移築して保存してほしいということが所有者の意見か？

事務局： そうです。

委員B： 前回の会議では、現地保存を優先にという話だったが、所有者の意向に基づき移築を認めるかどうかとの話になる。

委員A： 前からの話の通り現地保存をということなのだが、移築するにしても費用がかかるし、明確な元の位置も分からないのが現状。城門となれば岩村城あたりだが、確たる証拠が無い。

委員B： 移築するしか仕方ないということか？

委員G： 移築するのに億単位の金がかかるとあるが、本当なのか？

事務局： 現地保存だと所有者の土地全体の確保が必要。それが2億くらいかかる。仮に㎡単価4万円とすると4,800㎡くらいなので、高額になるということです。

委員A： 場所がよくなく見学者も少ないだろう。

委員B： 今の形でなんとか保存してほしいということだが、移築については土地が絡むので財政的な問題もあり、我々がどこに移築するとよいかとは言えない。だから、移築を認めるかどうかを皆さんと話す必要がある。

委員F： もし、我々が移築を認めないとした場合、所有者は修理する気もないとのことなので、放置される可能性がある。また、指定解除を申請してきて除却を行なうことも考えるかもしれない。すると、壊すことはだめだし、現地保存は高額で無理との話になれば、別の解体保存を考えるしかないと思う。

委員A： 審議会は保存が最優先なので、今の話のようになる。

委員F： ある意味明治村のような考え方になるのかもしれない。

委員H： 審議委員としては、どこでもいいよではなしに、相応しい場所においてほしいというのが前提。

委員B： 確かにあの八双金具は入り八双なので、武家門であろう。出八双は寺社系である。いずれにして

も長屋門として残し、移築するべきではないかと思う。蔵と門をバラバラにすると指定解除となる問題も出る。

委員F： 一体的に保存と言うことですね？

委員B： 押さえの様式が違う。右と左では時期が違う。いずれにしても移築は相応しい場所にすることをお願いしたい。

委員A： 財政的に考えれば市有地ということになってくる。

委員G： 門だけだとだめなのか？

事務局： その場合だと長屋門としての指定は解除することになります。

委員E： 補助率の50%の考え方は？

事務局： それは、所有者が修理する意向であることが前提です。今のところ残す意志がないので、難しい。

委員G： 現地で残せないとなったとき、費用がかかることと認めないと解体されちゃうということですね？岩村のコミュニティに大きな長屋門を持っていった場合、コミュニティの利便性が悪くなるんじゃないかと思う。

委員C： 公民館には合わない様な気がする。

委員B： 移築するとしたら、中を上手く利用して皆が見にこれるような場所にしてほしいと思う。長屋門は見た目がいいので、資料館等に使われている。色々な資料を入れて使えるようにするべきだと思う。

委員A： 現場で維持することはできないと申請にあるので、移築を第一に考えてもらう。移築先は行政に委ね、審議会と協議することになる。

委員H： 実際調べてもらって、これは長屋門なのか？

事務局： 元々米蔵に門を持ってきて加えたということだと思う。

委員B： 武家は困窮し明治期に門を売ってしまうこともある。

委員H： 過去にも文化財の種類などが異なることが分かったので、指定を解除し改めて指定し直したこともある。この門も元の長屋門でないのなら、指定を解除することも一つの検討対象になるのでは？

事務局： 確かにその事例もある。

委員B： その場合だと指定解除になる。

事務局： あの形になってからが大事ということもあるが、優先順位をつけると城当時の部材の保存が優先。次に一体が良いが無理なら切り分けるということになる。

委員B： 今の市執行部の考えはどうか？

事務局： 新しい市長にも現地を確認していただき、早急な課題であることは認識してもらった。

委員B： ぜひ、活かすような判断をしてほしい。城にあったとすればどこの門か？土岐門と一の門の礎石を見てきたが小さい。

事務局： 過去の受け取り記録を見ると、2間3間の門は一の門だけ。城絵図と比べると絵的には藩主邸の表御門に近い門だが規模が少し違う。規模だけの話なので確証がない。

委員B： いずれにしても長屋門として、残してほしいと思う。

委員A： まず有効に保存を活用していく事を大事に。場所とか方法については、行政と相談の上審議が必要な場合は協議するというにしたい。

事務局： 移築は仕方ないが、保存活用のための努力をしてほしい。また、長屋門として残すというまとめか？

委員F： 歴史資料とすれば、当初の形に戻すことを優先すれば、指定解除して門だけ再指定することも一つの考えになる。

委員B： このままだと保存が難しい、移築をしなければならないという理由付けを、さらに明確にしてい くべき。

委員A： では、3番の長屋門の移築場所と移築方法については、継続審議とすることにします。

■ 16 : 10 この後正家廃寺跡発掘調査説明会の案内をし、以上で、全ての審議を終了した。

上記の通り議事録内容に問題ないことを証明します。

氏名 委員A 印

氏名 委員B 印